

アイ企業年金基金 懲戒解雇加入者支給停止依頼書

【提出方法】

・郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です  
 453-0804  
 名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター  
 アイ企業年金基金  
 TEL:052-481-5608  
 FAX:052-481-7271  
 メールアドレス:基金まで直接お問合せ下さい

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
事業所名称 事業主氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 ○○○○ 電話番号 052 ( 481 ) 5608
届出者(担当)	山田 太郎 退職金制度 フリープラン コース
事業所番号	9999 セカンドライフ支援金制度 (有)・無

◆アイ企業年金基金規約(第50条及び別表第6)により、下記加入者への支給(老齢給付金の一時金換算額、または脱退一時金額)の停止を申出ます

氏名(フリガナ)		生年月日	性別	喪失年月日(※1)	住所	懲戒解雇の理由(※2)	基加区分
氏名(漢字)							
加入者番号							
アイキ	タロウ	昭:5	男:5	4530804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	就業規則第99条に定める 懲戒解雇事由に該当したため	1 2 3 4
愛基	太郎	平:7	令:9	010101			
1	2	3	4	5			

2022年3月改正

- (※1)喪失年月日は、懲戒解雇日の翌日をご記入ください
- (※2)懲戒解雇の理由をご記入ください
- (※3)停止した支給額は、法令上、企業に返還することはできません
- (※4)同依頼書は、資格喪失届と併せて、事態発生(懲戒解雇)後30日以内に提出してください

受付日付印

連絡欄					
-----	--	--	--	--	--